



事務所ニュース [No.291]



令和6年3月



労働条件明示のルールが変わります 2024.4~

<詳細は別紙のとおり> ※詳しくは当事務所にお問い合わせください

60歳以上の従業員を継続して雇用される場合 —高年齢雇用継続基本給付金—

支給要件

- ① 60歳以上 65歳未満の被保険者
- ② 60歳到達時の賃金月額が75%未満に低下
- ③ 被保険者期間が5年以上

①~③の要件を満たした方がおられる場合は当事務所にご連絡願います。低下した賃金に一定の助成金が給付されます。

給与台帳・給与明細のデジタル化！ペーパーレスの給与台帳は管理が簡単です。個人の給与明細はご自分のスマホで確認できます便利で安心！！



時間外労働の上限規制 2024.4.1~改正

建設業

上限規制が適用されます
原則月45時間。年360時間 時間外労働年720時間以内
時間外労働+休日労働 月100時間未満など
但し、災害時における復旧及び復興の事業に限り適用されません



医師

- ① 一般的な医業 ② 地域医療提供体制の確保
- ③ 技術向上のための診療を必要とする医師



①~③ 区分ごとに異なる上限規制となります

改善基準表示の改正 2024.4.1~適用

それぞれに規制時間が異なります

タクシー運転手

トラック運転手

バス運転手

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>